

令和8年度 事業計画

令和8年3月5日 理事会決議

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

○ はじめに

我が国においては、資産運用立国に向け、国民の資産形成を支える制度が着実に整備され、長年掲げてきた「貯蓄から投資へ」の流れがいよいよ本格的なものとなりつつあります。こうした中、本協会としましては、第二種金融商品取引業に対する投資家の信頼性の確保、金融仲介機能の向上に向け、会員のニーズを積極的に把握し、業務に対する支援に努めてまいります。

この令和8年度事業計画は、本協会が、自主規制機関としてその役割を的確に果たし、会員による業務の取組みを支援するための本協会の業務・組織運営の取組みを定めたものです。

【自主規制業務】

1. 自主規制規則等に関する検討・取組み

投資者保護及び金融仲介機能の十分な発揮の観点から、金融商品取引法その他法令等の動向を踏まえつつ、必要に応じて、自主規制規則等の制定・改正等について検討・取組みを行う。

2. 会員の業務・財産状況の把握（モニタリング）

会員の法令等遵守態勢、投資対象事業の実態や、財務内容などについて、モニタリング及び監査等を通じて適切に把握するとともに、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会（以下、三者を合わせて「行政当局」という。）及び日本証券業協会（以下「日証協」という。）と緊密な連携の下、問題の早期発見・対応に努める。

3. 監査

- (1) 「令和8年度監査基本計画」に基づき、会員の業種・業務実態に応じて、監査対象先、重点点検事項及び監査手続き等を定め、監査を実施する。

(2) 会員の内部管理態勢充実に資するため、監査結果の概要及び解説を会員に通知するとともに研修を実施する。

4. 会員に対する措置等

モニタリング及び監査等において問題が把握された場合には、必要に応じて行政当局に速やかに連携するとともに、改善等を求める対応を行う。

5. あっせん・苦情相談

投資者からの会員の業務に関する相談、苦情の解決業務及び紛争の解決のあっせん業務について、金融 ADR 機関「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」に業務委託するとともに、処理状況をモニタリング等の情報として活用する。

【会員に対する業務支援】

6. 新規入会申請会社の入会審査

新規入会申請会社の入会審査に当たっては、提出された入会審査書類等に基づき法令等遵守体制などの業務運営体制、社内規程の整備状況、財務内容等の確認を行うとともに、必要に応じて行政当局及び日証協等と情報を共有して円滑な入会手続きを行うよう努める。

7. 研修等

会員の内部管理態勢の一層の強化・充実、会員の役職員のコンプライアンス意識、倫理観の向上等に資するテーマについて、「令和 8 年度研修基本計画」に基づき、研修（義務研修、代替研修、任意研修）及び正会員代表者向け講演会を実施する。

研修は、原則として、「第二種金融商品取引業協会 e ラーニング」にて実施する。また、テーマ等に応じて集合形式による開催についても検討する。

8. 会員の効率的・円滑な業務運営の支援

会員の効率的・円滑な業務運営、内部管理態勢の整備に向けた取組みを支援するため、次の取組みを進める。

- (1) 第二種金融商品取引業実務必携の改訂
- (2) 法令等に関する各種会員向けQ&Aの改訂・作成
- (3) 不動産信託受益権及びファンド取引マニュアルの改訂等
- (4) 「コンプライアンス相談室（大手法律事務所に委託。）」及び「税務相談室」の設置・運営

9. 会員の反社会的勢力排除に向けた取組みの支援

会員の反社会的勢力排除に向けた取組みを支援するため、反社照会・回答、研修の実施等を行う。

10. 会員のマネロン・テロ資金供与対策の支援

会員のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を支援するため、実務対応Q&A、研修等を通じて、会員に対し適時適切に情報提供等を行う。

11. 会員とのコミュニケーション

次のような会員とのコミュニケーションの機会をとらえ、会員の業務運営に資する情報を提供するとともに、会員の意見・ニーズを把握し業務に的確に反映させることに努める。

- (1) 会員代表者向け講演会・懇親会
- (2) セミナー・意見交換会
- (3) 会員代表者等の訪問・個社訪問

【第二種金融商品取引業の健全な発展を推進する業務】

12. 統計情報の公表

会員が行う第二種金融商品取引業や、会員が取扱うファンド・信託受益権への理解、投資の促進等を図るためには、市場の実態を的確に把握・分析し得る統計情報は重要であり、会員の協力を得て、引き続き統計情報の公表を行う。

13. 普及啓発・広報の充実

本協会ホームページ及びパンフレット等を利用し、金融商品等に関する知識の普及啓発及び広報に努める。投資家へ提供する情報をより充実するため、コンテンツを更に拡充するとともに、必要に応じて関係する機関・団体とも連携しながら、効果的・効率的な情報発信に努める。

14. サステナビリティ推進に向けた取組み

サステイナブルファイナンスやインパクト投資の動向も視野に入れながら、本協会のホームページ及びeラーニングサイトにおいてSDGs等の推進にかかる情報の発信を行う。

15. リスクマネーの供給促進

成長企業、地方・地域へのリスクマネーの供給促進に向け、金融庁、関係機関等と必要に応じて連携する。

【事務局体制】

16. 会員との情報授受の円滑化のための対応

会員との情報授受を担う会員専用ウェブサイトについて、引き続き運用状況をフォローアップし、必要に応じて改善を検討する。また、会員からの届出・報告に係るシステム（T2FIFA届出ネット）について、会員の利便性及び情報セキュリティの向上の観点から改修を行い、より円滑な運用に努める。

17. 本協会の事務局体制の整備

本協会の業務の円滑な実施、安定的・持続的な業務運営を図っていくため、IT活用等による業務効率化を推進するとともに、引き続き必要な人材の確保を図る。

以 上